

4. 法第37条における「建築制限解除」について

市街化調整区域内の開発区域面積1,000平方メートル未満の自己の用に供する開発行為（質のみの変更の場合に限る）にあつては、一括で建築制限解除したものとみなし個別の申請を不要とする。

5. その他

間取り等の変更手続きは、現行の法43条許可における軽微な変更協議書に準じた取り扱いをする。

付 則

1. この基準は、平成15年4月1日より施行する。

標準浸透枳構造図（図1）

